表3―シクロヘキシル―6―ジメチルアミノ―1―メチル―1，3，5―トリアジン―2，4（1H，3H）―ジオン（別名ヘキサジノン）の項の次に次のように加える。

（S）―α―シアノ―3―フェノキシベンジル＝（Z）―（1R，3S）―2，2―ジメチル―3―［2―（2，2―トリフルオロ―1―トリフルオロメチルエトキシカルボニル）ビニル］シクロプロパンカルボキシラート（別名アクリナトリン）	0.0052μg／1
（4S，4aR，5S，6S，12aS）―4―（ジメチルアミノ）―3，5，6，10，12，12a―ヘキサヒドロキシ―6―メチル―1，11―ジオキソ―2―カルボキサミド（別名オキシテトラサイクリン）	84μg／1
3―ブロモ―1―（3―クロロ―2―ピリジル）―4'―シアノ―2'―メチル―6'―（メチルカルバモイル）ピラゾール―5―カルボキサニリド（別名シアントラニリプロール）	1.8μg／1
（RS）―α―シアノ―3―フェノキシベンジル＝（RS）―2，2―ジクロロ―1―（4―エトキシフェニル）シクロプロパンカルボキシラート（別名シクロプロトリン）	26μg／1
4―シクロプロピル―6―メチル―N―フェニルピリミジン―2―アミン（別名シプロジニル）	2.7μg／1
（5RS）―2―［（EZ）―1―（エトキシイミノ）プロピル］―3―ヒドロキシシクロヘキサ―2―エン―1―オン（別名セトキシジム）	7,200μg／1
（RS）―7―（4，6―ジメトキシピリミジン―2―イルチオ）―3―メチル―2―ベンゾフラン―1（3H）―オン（別名ピリフタリド）	33μg／1
3―（ジフルオロメチル）―1―メチル―N―（3'，4'，5'―トリフルオロビフェニル―2―イル）ピラゾール―4―カルボキサミド（別名フルキサピロキサド）	29μg／1
カルシウム＝3―オキシド―5―オキソ―4―プロピオニルシクロヘキサ―3―エンカルボキシラート（別名プロヘキサジオンカルシウム塩）	9,300μg／1
メチル＝2―（4―メトキシ―6―メチル―1，3，5―トリアジン―2―イルカルバモイルスルファモイル）ベンゾアート（別名メトスルフロンメチル）	870μg／1
（R）―4―イソプロペニル―1―メチルシクロヘキセン（別名d―リモネン）	70μg／1

○関東地方整備局告示第二百九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十三日　　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高崎市倉賀野町字乙大応寺三六一七番地内	前	三三・六〇～四二・〇〇メートル
高崎市倉賀野町字乙大応寺三六一七番地内	後	三三・六〇～三四・八〇メートル　〇・〇〇三キロメートル　〇・〇〇三

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十三日　　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	渋川市石原字石原東七一八番三地先から同市石原字石原東七四四番一五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年六月十三日

○関東地方整備局告示第二百九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十三日　　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
長野県埴科郡坂城町大字坂城字苅屋原六六五番三地先から千曲市大字磯部字新田一三〇二番一まで	前	一〇・五四～一九・五四メートル　〇・〇五五キロメートル
長野県埴科郡坂城町大字坂城字苅屋原六六五番三地先から千曲市大字磯部字新田一三〇二番一まで	後	一二・八九～二〇・二六　〇・〇五五

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第二百九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十三日　　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	長野県埴科郡坂城町大字坂城字苅屋原六六五番三地先から千曲市大字磯部字新田一三〇二番一まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年六月十三日

○関東地方整備局告示第三百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十三日　　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百五十七号	習志野市茜浜一丁目九番一から同市茜浜一丁目九番二十二まで	関東地方整備局及び千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年六月十三日